

2019年11月1日

安岡 匡也

『経済学で考える 社会保障制度』  
制度改正に伴う書籍内容の更新について

2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられ、軽減税率も新たに設けられるようになりました。

該当箇所について以下のとおり最新内容をお知らせいたしますので、最新の内容をご確認されたい方は、ご参考ください（2019年11月1日現在。取り消し線部分は削除、赤字で追記した点が最新の内容および解説になります）。

\* \* \*

**第18章財源調達の経済分析**

2019年10月1日より消費税率が引き上げされた。同時に、軽減税率が設けられるようになり、個別の税率はそれぞれ次の通りである。

・205ページ 図表18-8の日本の箇所を次のように変更

日本

標準税率	食料品	医薬品	本	運賃
8% <u>10%</u>	8%(変更なし)	8% <u>10%</u>	8% <u>10%</u>	8% <u>10%</u>

(参考資料追加)

国税庁「消費税の軽減税率制度が実施されます」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/01.pdf>

西田 安範 編 (2012) 『図説 日本の財政 平成24年度版』東洋経済新報社